

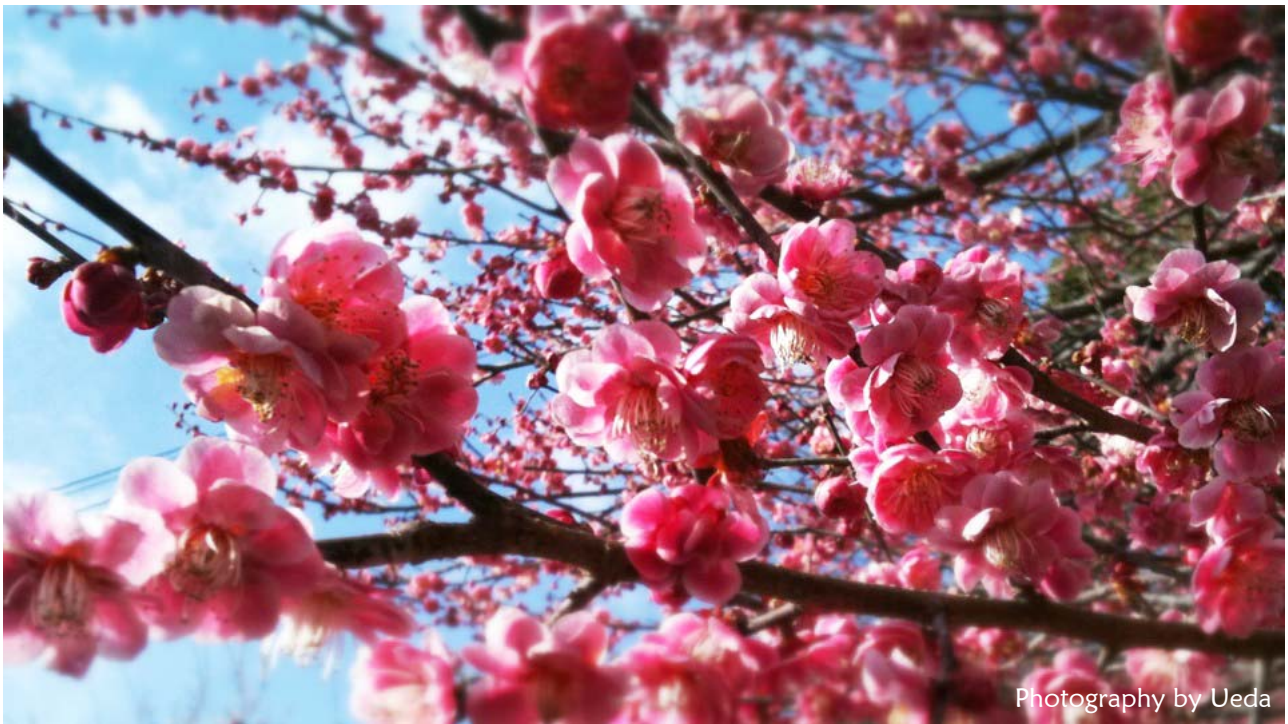


Contents

- ◇ 社長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『なぜ儲かるか？何が儲かるか？後編』
- ◇ 住宅ローン減税

2

2013 Vol.111



Photography by Ueda

大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成不動産・・・・・・・・・・不動産・資産運用
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

社長室から、こんど~です



節分も終わり寒さもあと少しです。インフルエンザが今年も猛威を振るっているようですが要注意です。

さて安倍政権になり円安、株高になっておりますが、そんな中**この3月で円滑化法が終了します**。2009年に、約2年間の時限立法で施行されたこの法律で、多くの中小企業が金融機関に返済負担の軽減を申し入れ、これによって延命されている中小企業数は、**30万社~40万社ある**とされています。

その延命策が終了した後中小企業は、この先どうやって資金繰りを考えればいいのか？

帝国データバンク調査によると**円滑化法を利用した企業の倒産件数は2011年から増え始め昨年上期平均で月30件が倒産に追い込まれています**。中小企業は上場企業とは違いほとんどが間接金融（銀行借入れ）で資金調達をしており、企業はいかにして銀行からの融資をしっかりと取り付けるかが大切になってくるのです。

銀行は融資を申し込んででもすぐに決済を出してはくれません。融資してもらいやすい環境づくりも経営者の仕事です。

日本には大小合わせて250万社ほどの企業があり、そのうちの**75%が赤字経営**に陥っていて（資金調達が容易でない原因）この**赤字が一時的なものなのか恒久的なものなのか**、それによって対処法を考えていかなければなりません。

一時的なものは原因を追究し赤字を減らすことも計画を立てて実行すればできますが恒久的な赤字は、経営者やビジネスモデルに問題があることが多くなかなか回復は難しいです。

自分の会社が赤字で銀行からの融資をどうしても受けなければならない状態の時どうすればいいか？

HISの澤田さんはどんな会社でも**コストを2割落として売り上げを2割上げれば**黒字化するとされています。

コスト削減も、人件費が一番先でなくコピー代、社会保険料、損害保険、水道光熱費、交際費などからやりま。これを計画書に落とし込み、それに伴うキャッシュフローまで作成し銀行、政策金融公庫などに相談しなければなりません。

その時に経営者自身の言葉で計画書を説明できることがポイントです。経営者自身がきちんと試算表、決算書に向き合います自社の状況を把握します。

数字は絶対に嘘をつきません。とかく中小企業の経営者は売り上げはみんな必ず把握していますが、その他をきちんと見ている人は少ないです。

今後の国の流れとして医療、介護、環境資源、農林水産への資金投入が見込まれます。かといって今の事業を転換できるかという、そう簡単にはいきませんし、今現在前に述べた関係の事業を行っている会社は全体から見ると少ないのです。圧倒的に違う業種のビジネスが多いのです。

何とか経営者がよく考え銀行からの資金調達がスムーズにいくように環境を整えていかなければなりません。銀行さんが企業をチェックするときの社長の経歴、実績、人脈、ビジネスモデル、志、社会性などを主に数字以外にみえています。

経営者として、会計事務所として少しでもお役にたてるよう頑張ります。ぜひご相談くださいませ。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『なぜ儲かるか？何が儲かるか？後編』



先月号から引き続き、ビジネスモデルの詳細と業種や実際の社名などを紹介したいと思います。

『①経営がしやすく②リスクが少なく③利益回収が速く④資金繰りがいい業種・・・』の4条件を満たすためには、①イニシャルコストが少ない ②在庫が要らない ③売掛がない ④現金商売か前金システム ⑤一般大衆相手の事業・・・という事になるのでしょうか？

- ① 『**イニシャルコストが少ない**』という事は、設備資金が要らないか少なく・利益回収が速く・リスクが少ないという事になります。
- ② 『**在庫が要らない**』という事は、運転資金が必要でなく・倉庫や在庫管理も必要でなく・デッドストックの心配もありません。
- ③ 『**売掛がない**』という事は、運転資金が必要でなく・売掛管理も必要でなく・不良債権の心配もありません。
- ④ 『**現金商売か前金システム**』という事は、最小の運転資金で始められデッドストックも不良債権も発生しないので資金繰りが良好である。前金システムという事になるとお客様の前金で運転資金がまかなえ資金がだぶつく位です！！こうなると鬼に金棒ですね！！
- ⑤ 『**一般大衆相手の事業**』という事は、お客様と直接やり取りするので現金商売や前金システムが導入しやすく、業者相手ではないので広げやすくリスク分散にもなります。

①～⑤の条件が揃えば、経営がしやすいという事になります。以上5つの条件を揃える業種があるのだろうか？とみなさんは、思われるでしょう？？あるのです！！

①葬祭互助会 ②結婚相談所 ③人材仲介業 ④介護事業 ⑤ITビジネス などなどでしょうか？

私を知りえる限り日本全国の大企業も中小零細企業もたくさんありますが、大小にかかわらず儲かっている会社は、必ず各社ごとのビジネスモデルを持っています。これが経営上の大きなポイントとなります。

実例として実際に有名な会社として①「アルファクラブ武蔵野・セルモ」、②「プライダルネット・オーネット」、③「パソナ・リクルート」、④「ニチイ学館・セントケア」、⑤「DeNA・グリー」などでしょうか。他にもみなさんの周りにも沢山あると思います。

上記のうち葬祭互助会と結婚相談所は、**前金システム**になっていますので資金繰りが非常に楽です！！それだけでなく上記の業種については、比較的経営がしやすく**イニシャルコストが少なく不良債権やデッドストックが発生する事なく在庫管理や売掛管理など色々の管理が要りません**。これは経営上非常にリスクを少なくしイニシャルコストや時間コストを不要とするという事です。

それでは上記の業種でないと儲からないのかという事とそういう事では全くありません。あらゆる業種でも上記の5つの条件を意識して経営をするという事がポイントとなります。そうする事でリスクを少なくし経営を順調に進められる確率が高くなるからです。

『何が儲かりますか？』という事を30年近く色々のお客様から聞かれています。第一に人財、第二に一般方向。あえて儲かりやすく経営しやすくリスクが少ない業種として上記のものなどではないでしょうか？しかし、すべてがビジネスモデルがあるという事です。成功モデルが、出来上がっているという事です。しかし、このモデルも一般方向という時流とともに進化変化していくのでしょうか。それが、今日という歴史みだいです。

私は、今年で世の中に出まして30年目です。サラリーマンを10年、社長を10年、会長の10年目を迎えました。10年一区切りという事で、来年あたり会長という肩書を変えたいと想っています。肩書は、・・・なんでも良いのです。このような心境で新年を迎えました。2013年が、世界全体にとり日本にとり、またみなさま方にとり、より良い年である事を心より祈ります。



熊本県八代市の自宅にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



「住宅ローン減税」



あっという間に所得税の確定申告の時期になりました。
今年も忘れず、早めの申告をおススメします。

さて、今月は、住宅ローン減税、
一つでも要件を満たさないと、一切減税を受けられませんのでご注意ください。

【住宅ローン減税の8つの要件】

- その①《償還期間が10年以上で、自己の「所有」かつ「居住」する為である事。》
- その②《取得した住宅の床面積は登記簿面積で50㎡以上あり、面積の2分の1が自己の居住である事。》
- その③《取得後6ヶ月以内に入居し、12月31日まで、引き続き住んでいる事》
- その④《控除を受ける年の合計所得が3000万円以下である事》
- その⑤《配偶者や同居の親族から購入した住宅でない事》
- その⑥《給与所得者が会社から使用人である地位により、時価の2分の1未満の価格で譲り受けた住宅でない事》
- その⑦《認定長期優良住宅の新築などに係る住宅ローンの特例を適用する場合は、認定長期優良住宅であると証明されたものである事》
- その⑧《中古住宅の場合は、次の(A)または(B)または(C)のいずれかに当てはまること》
 - (A) マンションなどの耐火建築物では、取得日時点で築25年以内であること
 - (B) 木造住宅などの非耐火建築物では、取得日時点で築20年以内であること
 - (C) 「耐震基準に適合していることが証明された住宅」であれば、築年数は一切問わない。
ただし、2005年4月以降に取得した場合に限る。

【主な3つの注意点】

その①《共働き夫婦では、妻が減税対象者にならない場合も。》

共働き夫婦が、収入合算して住宅ローンを組んだ場合、住宅ローン減税の対象者は、ご主人だけしか受けられません。奥さんを連帯債務とするか、夫婦それぞれで単独名義で住宅ローンを借りると有効です。その場合、負担割合により持分登記にもご注意ください。

その②《専有面積がかりうじて50㎡を超えている場合。》

マンションの購入で、専有面積が50㎡をかりうじて超えるパンフレットの面積には、ご注意ください。**登記簿面積で必ず確認が必要です。**

その③《購入後に転勤した場合。》

特に転勤族は、要注意。家族全員で転勤先に引っ越してしまい、各年の12月31日までに引き続き居住していなければ、アウトです。
ただし、国内への単身赴任で、家族は、引き続き居住している事であれば、減税の対象となります。**単身赴任先が国外であれば、適用されません。**

確定申告の事なら、なんでもおまかせください。



岡村泰

編集後記：もう今年も2月！いよいよ繁忙期へ突入です！！体調不良がもっとも怖い時期でもあります。今年もインフルエンザが流行しているようですし、人ごみは避けたいところです。確定申告が終わるまでは気が抜けません！まだまだ、寒い日が続きますので皆様も風邪などひかれませんように、ご自愛くださいませ。

